

野田市告示第95号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、野田市立花輪保育所の管理運営業務に係る公金の徴収及び収納事務を次のとおり委託したので、地方自治法第243条の2第2項及び野田市会計事務規則第31条第3項の規定により告示します。

令和 8年 4月 9日

野田市長 鈴木 有

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所  
名称 株式会社日本保育サービス  
住所 東京都港区港南一丁目2番70号  
品川シーズンテラス5階
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金の徴収及び収納事務  
(1) 野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する規則第2条第1項第1号の規定に基づく保育料  
(2) 野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する規則第2条第1項第3号の規定に基づく延長保育料
- 3 指定をした日  
令和 8年 4月 1日
- 4 委託をした日  
令和 8年 4月 1日
- 5 委託期間  
令和 8年 4月 1日から令和15年 3月31日まで